



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

納骨壇使用契約の中途解約の効果と不返還特約

宗教法人との間で納骨壇の永代使用および永代供養の契約を締結した消費者が、契約締結から約6年後に、宗教法人に対し、契約の解除および支払済みの全額の返還を求めたところ、宗教法人が管理規約に定める不返還特約条項を根拠に一切の返金を拒んだケースについて、裁判所は消費者の解除権を認め、不返還特約の効力を否定するなどして、消費者の請求を一部認容し一部の返還を命じた。(大阪地方裁判所令和2年12月10日判決、『判例時報』2493号17ページ)

原告：X(消費者)
被告：Y(宗教法人・寺院)
関係者：A(Yの代理店)
B(Aの代表取締役)
C(暴力団組長)

事案の概要

Yは、宗教法人を包括団体とする寺院であり、「宗教法人Y院分院T」と称する集合納骨施設(以下、T)を設置して経営している。Aは、同所に所在し、Yの代理店としてT内の納骨壇の使用契約を媒介することを業とする事業者(代表取締役はB)である。

Xは、2012年8月中旬、T内の納骨壇の使用にかかる管理規約(以下、本件管理規約)に同意したうえで、Aを通じて、Yに対し、T内の納骨壇の使用を申し込む旨の意思表示をした。本件管理規約3条2項は「加入に際して使用者は永代使用料および永代供養料の全額を納付しなければならない。但し、納付した金額については一切返還しない」旨規定している(以下、本件不返還特約)。Xは、Yに対し、同月下旬、永代使用料および永代供養料として約140万円を一括で支払った。これを受けて、Yは、Xに対し、同日、Tの「S」という名称によって特定される納骨壇(以下、本件納骨壇)の使用許可証

を交付し、本件納骨壇の使用を承諾した(以下、納骨壇使用契約を「本件契約」という)。

2017年10月、BおよびAの経理担当の従業員他1名が法人税法違反の被疑事実で逮捕された。同年11月、Bは、Aの代表取締役の立場を利用して、同社をしてBの元夫であるCに対して3500万円を支払わせたという背任の被疑事実で、Cとともに再逮捕された。

このような事情のもとに、Xは、Yに対し、2018年10月上旬、電子内容証明郵便により、本件契約を解約するとともに、支払済みの永代使用料および永代供養料の合計約140万円を本通知文書の到達後10日以内に返還するよう請求する旨の通知文書を送付し、同月中旬、Yに同通知文書が到達した。

なお、Xは、通知文書がYに到達するまで、Yから本件納骨壇の鍵を受領しておらず、本件納骨壇を使用したことがなかった。

Yは、本件契約の解除を認めず、契約条項の不返還特約を根拠に一切の返金を拒んだために、Xは本件訴訟を提起した。



判決と理由

○本件契約の性質

「Xは、本件管理規約の内容を承諾した上で、^{うえ} Yに対し、本件納骨壇の使用の申込みの意思表示をし、Yがこの申込みの意思表示に対して承諾の意思表示をして、本件契約が成立していることから、本件管理規約の内容は本件契約の内容となっているということができる。…(中略) …本件管理規約2条は、Yの代表役員が納骨壇の管理・運営をする旨、同4条9項は、納骨壇の使用者が遺骨又は遺品^{また}を収納する度に所定の遺骨預り願いを提出しなければならない旨、同条5項は、納骨された慰霊については管理者であるYの代表役員がその責任において永代にわたって供養する旨、それぞれ定めていることが認められる。このような本件管理規約の条項及び…(中略)…本件管理規約3条2項本文の内容に照らすと、本件契約は、YがXから遺骨預り願いの提出を受けた場合に遺骨又は遺品を永代にわたって保管し、その報酬としてXがYに対して永代使用料を支払うこと及び遺骨又は遺品の保管を前提に、YがXのためにその保管する遺骨又は遺品を永代にわたって供養するという役務を提供することをその本質的内容とする契約であると認められる。そうすると、本件契約の性質は、YがXのために遺骨又は遺品を保管することを約し、その寄託の報酬としてXがYに対し永代使用料を支払うという内容の有償の諾成的寄託契約に、YがXのために永代供養という役務提供を行うことを約するという内容の準委任契約が付随した混合契約であると解するのが相当である」

○契約の終了—解約告知による終了

「本件契約の性質を踏まえると、Xは、本件契約について、民法662条に基づき、いつでも遺骨又は遺品の保管に係る諾成的寄託契約部分^{かか}を解約することができ、かつ、民法651条に基づき、いつでも永代供養に係る準委任契約

部分を解約することができる。そして、…(中略) …Xは、Yに対し、電子内容証明郵便により本件契約を解約する旨の通知文書を送付し、平成30年10月11日、Yに同通知が到達したのであるから、同日、本件契約は解約告知の意思表示の到達により終了し、将来的に効力を失ったというべきである」

○本件不返還特約の消費者契約法9条1号の適用の可否

「Xは消費者契約法2条1項の消費者に当たり、Yは同条2項の事業者にあたるから、本件契約は、同条3項の消費者契約にあたる。そして、本件契約における本件不返還特約は、使用者が解除又は解約した場合においても適用されることが想定されるものであり、Yが本件契約に基づいて受領した既払金を一切返還しないという内容の規定であると解されるから、本件契約の解約に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定める条項にあたる。よって、本件不返還特約は消費者契約法9条1号の適用の対象となる。

…(中略)…Xは、解約告知の意思表示の到達による本件契約の終了時まで、本件納骨壇の鍵を受領しておらず、本件納骨壇を使用したことがない。弁論の全趣旨によれば、本件契約と同種の消費者契約において、本件のように消費者が納骨壇の使用を開始する前の段階で解約告知により終了した場合、通常は事業者には何ら積極的な損害が発生しないものと認められる。Yは、本件不返還特約に消費者契約法9条1号が適用されるとしても、本件契約の解約は、本件契約の締結から約6年後になされたものであるところ、このような段階で本件契約と同種の納骨壇使用契約が解約された場合の解約に伴う平均的な損害は、当該納骨壇を再販売する機会を喪失したことによる当該納骨壇の永代使用料及び永代供養料相当額の損害であるというべきであるから、本件不返還特約につき無効となる部分は存しないと主張する。この点、…(中略) …T内の納骨壇はデザインや大きさが異なる

11種類に分かれており、使用者は納骨壇の種類に着目して納骨壇使用契約を締結するものであると認められる。しかし、本件契約のように数種類の納骨壇から使用者が納骨壇の種類に着目して締結する納骨壇使用契約について、当該納骨壇使用契約に係る納骨壇と同種の納骨壇全てについて使用契約が締結された後の時点で、当該納骨壇使用契約が解約された場合であるといえない限り、契約機会の喪失による逸失利益は通常生じず、平均的な損害は生じないというべきである。そして、本件全証拠に照らしても、本件契約の解約告知がなされたのが、本件納骨壇と同種の納骨壇について全て使用契約が締結された後であると認めるに足りる証拠はない。したがって、Yが主張するような契約機会の喪失による逸失利益を平均的な損害として認めることは相当ではない。よって、本件契約と同種の消費者契約につき、本件契約が解約された時点の区分に応じた平均的な損害は存しないから、本件不返還特約は、消費者契約法9条1号により、全て無効である」

 **解説**

近年では、墓地の利用、納骨壇の利用、永代供養などに関する紛争が徐々に増加しつつある。

これらの契約は、ケースによって事実関係や契約内容などが多様であることもあり、紛争解決のための考え方が確立しているとはいえない。本件は、こうした紛争の一事例に関するものとして参考になると思われる。

本件は、集合納骨施設を運営している宗教法人との間で納骨壇使用契約を締結し、永代使用料と永代供養料を支払った消費者が、契約締結から約6年を経過してから契約を解除して支払済み金額の全額の返還を求めた事例である。宗教法人は、管理規約に定める「加入に際して使用者は永代使用料および永代供養料の全額を納付しなければならない。但し、納付した金額については一切返還しない」旨のいわゆる不返還特約

を根拠に返金を拒んだことから、この管理規約の不返還特約が消費者契約法9条1号に定める不当条項に該当するか、該当するとすれば平均的損害はいくらか、といった点が問題となった。

本件判決のポイントは、2点ある。第一に、本件契約の民法上の性格である。第二に、消費者契約法9条1号の平均的損害に関する判断である。

1. 納骨壇使用契約等の法的性質について

第一の納骨壇使用契約の法的性質については、本判決は(1)遺骨または遺品の保管をすることによって故人のための供養を半永久的に受けることにあること(2)そのような地位を取得することにも対価的性質があるとの判断を示した。そのうえで、永代使用料および永代供養料として支払われた金員のうち7割が(1)の、3割が(2)の対価に相当すると判断した。そして、(2)の地位を付与する部分については履行済みであるが、(1)については使用する納骨壇の場所の特定はなく、鍵の引き渡しもされていないことなどを認定したうえで、遺骨等の保管と故人のための供養は開始していないとの判断を示した。

墓地や納骨壇の使用や供養を受けることを約する契約の法的性質については実務上一義的な考え方は確立していない。

参考判例①は、消費者が寺院との墓地使用契約を解除して、寺院に対して墓地使用料として支払った墓地使用料前納金の返還を求めた事件において、賃貸借契約のように一定期間の使用権を設定するものではなく、永続的ないしは永代的使用権を設定したものであり、使用期間に対応した使用の対価ではないとの判断を示した。

参考判例②は、消費者が寺院との契約を解除して寺院に対して支払った永代供養料の返還を求めた事案において、納骨壇使用契約は納骨壇という場所の利用に関する建物賃貸借契約を中心としつつ、集合形式の法要行事を行うとの準委任契約の性質を有する混合契約であり、申込金は納骨壇の半永久的使用の対価であると判断した。



参考判例③は、消費者が寺院と締結した永代供養契約を解除して、永代供養料として支払った全額の返還を求めた事案に関して、永代供養契約は被供養者の死後において読経という事実行為を委託することを中核とし、また、納骨壇使用契約および同管理契約もまた納骨壇を確保したうえ、納骨等を収蔵し、これを維持管理するという事実行為を委託することを中核とする、いずれも準委任契約類似の無名契約であるから、民法656条が準用する同法651条1項の類推適用によりいつでも解除でき、解除の意思表示により各契約は将来に向かって効力を失うとして原告ら消費者による解除を認め、請求をいずれも認容した。

本件判決では、納骨壇の使用と永代供養が結合した1つの契約であり、管理規約の定めがあることから、不当利得返還請求の成否については、本件契約は「(1) 遺骨又は遺品の保管をすることによって故人のための供養を半永久的に受けることにあること、(2) そのような地位を取得することにも対価的性質がある」「永代使用料及び永代供養料として支払われた金員のうち7割が(1)の、3割が(2)の対価に相当する」との認定のうえで、「永代使用料及び永代供養料の支払のうち、42万円の支払については、法律上の原因があるというべきであるが、その余の98万円の支払には何ら法律上の原因がないというべきであるから、XのYに対する不当利得返還請求は98万円の支払を求める限度で理由がある」と判断した。ただし、判決文からは、金額の内訳の根拠がはっきりしない点に妥当性の疑問が残る。

2. 平均的損害についての判断

第二の平均的損害については、「本件のように消費者が納骨壇の使用を開始する前の段階で解約告知により終了した場合、通常は事業者には何ら積極的な損害が発生しないものと認められる」と結論している。Yの「本件不返還特約に消費者契約法9条1号が適用されるとしても、本件契約の解約は、本件契約の締結から約6年

後になされたものであるところ、このような段階で本件契約と同種の納骨壇使用契約が解約された場合の解約に伴う平均的な損害は、当該納骨壇を再販売する機会を喪失したことによる当該納骨壇の永代使用料及び永代供養料相当額の損害であるというべきであるから、本件不返還特約につき無効となる部分は存しない」との主張については、本件の「納骨壇はデザインや大きさが異なる11種類に分かれており、使用者は納骨壇の種類に着目して納骨壇使用契約を締結するものである」「本件契約のように数種類の納骨壇から使用者が納骨壇の種類に着目して締結する納骨壇使用契約について、当該納骨壇使用契約に係る納骨壇と同種の納骨壇全てについて使用契約が締結された後の時点で、当該納骨壇使用契約が解約された場合であるといえない限り、契約機会の喪失による逸失利益は通常生じず、平均的な損害は生じないというべきである」としたうえで、本件契約の解約告知がなされたのが、本件納骨壇と同種の納骨壇についてすべて使用契約が締結された後であると認めるに足りる証拠はないことから、「Yが主張するような契約機会の喪失による逸失利益を平均的な損害として認めることは相当ではない。よって、本件契約と同種の消費者契約につき、本件契約が解約された時点の区分に応じた平均的な損害は存しないから、本件不返還特約は、消費者契約法9条1号により、全て無効である」として平均的損害は発生していないと判断した。具体的な事例に応じてケースバイケースで判断するうえでの要素を示している点が類似ケースの参考となると思われる。

参考判例

- ①京都地方裁判所平成19年6月29日判決(裁判所ウェブサイト)
- ②東京地方裁判所平成26年5月27日判決(LEX/DB)
- ③東京地方裁判所令和元年6月7日判決(LEX/DB)